

第3 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

1 提出する必要がある方

令和7年中に法人の役員に対して退職手当、一時恩給その他これらの性質を有する給与（社会保険制度に基づく退職一時金やいわゆる企業年金制度に基づく一時金で退職所得とみなされるものも含みます。以下「退職手当等」といいます。）を支払った方です。ただし、死亡退職により退職手当等を支払った場合は、相続税法の規定による「退職手当金等受給者別支払調書」を提出することになりますので、この「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を提出する必要はありません。

【退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲】

令和7年中に支払が確定した、法人（人格のない社団等を含みます。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等）に対して支払う退職手当等

- （注） 1 特定役員（役員等勤続年数が5年以下である方）に該当する場合であっても、上記の法人の役員に該当しない場合は、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を税務署や市区町村へ提出する必要はありません。
- 2 「人格のない社団等」とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいいます。

2 各欄の記載要領

記 載 欄 名	記 載 す べ き 事 項
① 支払を受ける者	【個人番号】欄 受給者のマイナンバーを記載してください。 （注）受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。 【住所又は居所】欄 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を作成する日の現況による住所又は居所を記載してください。 【令和7年1月1日の住所】欄 令和7年1月1日現在の住所を記載してください。 【氏名】欄 役職名は、退職時の役職名を記載してください。
② 区分	【上段】 受給者が提出した「退職所得の受給に関する申告書」に、令和7年中に受けた他の退職手当等がない旨の記載がある場合に使用します。 【中段】 受給者が提出した「退職所得の受給に関する申告書」に、令和7年中に受けた他の退職手当等がある旨の記載がある場合に使用します。 【下段】 受給者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出がないため、100分の20.42の税率を適用して所得税及び復興特別所得税を源泉徴収する場合に使用します。
③ 支払金額	令和7年中に支払の確定した退職手当等の金額を記載してください。 この場合、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払となっている金額を内書きしてください。
④ 源泉徴収税額	令和7年中に源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額（上の③に対応する税額）を記載してください。
⑤ 特別徴収税額	令和7年中に特別徴収すべき地方税の税額（上の③に対応する税額）を記載してください。
⑥ 退職所得控除額	退職手当等に対する源泉徴収税額の計算に当たり控除した金額を記載してください。

記 載 欄 名	記 載 す べ き 事 項
⑦ 勤続年数	退職手当等に対する源泉徴収税額の計算の基礎となった勤続年数を記載してください。 (注) 勤続年数に1年未満の端数が生じたときは、これを1年として計算します。
⑧ (摘要)	(1) ⑦勤続年数で記載した勤続年数の計算の基礎を記載してください。 (2) 自己が支払う退職手当等又は下記(3)の他の退職手当等の金額に、短期退職手当等又は特定役員退職手当等の金額が含まれる場合には、短期退職手当等又は特定役員退職手当等の金額、短期勤続年数及びその計算の基礎又は特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を記載してください。 (注) 1 短期退職手当等とは、短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもので、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。 2 短期勤続年数とは、所得税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号の規定により計算した退職手当等に係る勤続期間（調整後勤続期間）のうち、「役員等以外の者として勤務した期間」により計算した勤続年数（1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの）が5年以下であるものをいいます。 3 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数が5年以下である方が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。 4 一般退職手当等（短期退職手当等及び特定役員退職手当等以外の退職手当）、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のいずれか2以上が支給され、かつ、それぞれの勤続期間に重複する期間がある場合は、その重複勤続年数又は全重複勤続年数も記載してください。 (3) 受給者が提出した「退職所得の受給に関する申告書」に令和7年中に支払を受けた他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払を受けた他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払を受けた他の退職手当等に係る支払金額、勤続年数、源泉徴収税額（<u>所得税及び復興特別所得税の合計額</u>）及び特別徴収税額を記載してください。 (4) 次のイ又はロに該当するときは、これらの期間を今回の退職手当等の計算の基礎に含めた旨、含めた期間、退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。 イ 令和6年以前に、支払者のもとにおいて勤務しなかった期間に他の支払者のもとに勤務したことがあり、かつ、その者から前に退職手当等の支払を受けている場合において、当該前の退職手当等の支払者のもとに勤務した期間を今回の退職手当等の計算の基礎とした期間に含めたとき。 ロ 令和6年以前に、受給者に退職手当等を支給している場合において、当該前の退職手当等の計算の基礎とした期間を今回の退職手当等の計算の基礎とした期間に含めたとき。 (注) 1 (4)のイ又はロの「前に支払を受けた退職手当等」に短期退職手当等が含まれる場合は、前の退職手当等に係る勤続期間のうち短期勤続期間、短期退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。 2 短期勤続期間とは、短期退職手当等につき所得税法施行令第 69 条第 1 項各号の規定により計算した期間をいいます。 3 (4)のイ又はロの「前に支払を受けた退職手当等」に特定役員退職手当等が含まれる場合は、前の退職手当等に係る勤続期間のうち特定役員等勤続期間、特定役員退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。 4 特定役員等勤続期間とは、特定役員退職手当等につき所得税法施行令第 69 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により計算した期間をいいます。 (5) 令和7年中に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等の一部が、令和3年から令和6年までの間に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等と重複している場合（前記(4)に該当するときは除く。）には、勤続期間等が重複している旨、重複している部分の期間、その期間内に支払を受けた退職手当等の収入金額、退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。 (注) 令和7年中に支払を受けた退職手当等に短期退職手当等又は特定役員退職手当等が含まれる場合で、その短期勤続期間又は特定役員等勤続期間が令和3年から令和6年までの間に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等と重複している場合には、その重複している期間、短期退職所得控除額又は特定役員等退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎を記載してください。 (6) 障害者となったため退職したことにより 100 万円を加算した額の控除を受けた方については、<u>障</u>の表示をしてください。

退
職

記載欄名	記載すべき事項
⑨ 支払者	退職手当等を支払った方の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください（マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。）。 （注）受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号は記載しません。

3 その他の注意事項

「退職所得の源泉徴収票」、「退職所得の特別徴収票」は同じ様式です。
税務署や市区町村への提出に当たっての注意事項は次のとおりです。

	「退職所得の源泉徴収票」	「退職所得の特別徴収票」
提出範囲	19 ページ【退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲】を参照	
提出先	退職手当等の支払事務を取り扱う事務所、事業所などの所在地を所轄する税務署	受給者の令和7年1月1日現在の住所地の市区町村
提出期限	退職後1か月以内（※1）	
提出部数	1部（※2）	1部（※2）
受給者への交付	「提出範囲」にかかわらず、退職後1か月以内に全ての受給者に交付（※3）	

- ※1 「退職所得の源泉徴収票」については、令和7年中に退職した受給者分を取りまとめて令和8年2月2日までに提出しても差し支えありません。
- ※2 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を税務署及び市区町村に提出する場合は、受給者交付分も含めて3枚作成していただく必要があります。また、税務署や市区町村に提出する必要のない場合は、1枚だけ作成し受給者に交付してください。
（注）非居住者の方に退職手当等を支払った方は、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を提出してください。詳しくは、37 ページ **「非居住者又は外国法人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について」** を参照してください。
- ※3 「退職所得の源泉徴収票」及び「退職所得の特別徴収票」をそれぞれ作成している場合、特別徴収税額が課されない受給者に対しては、その方からの請求がなければ、「退職所得の特別徴収票」を交付することを要しません。
（注）1 「退職所得の源泉徴収票」は、書面による交付のほか、電磁的方法による提供（電子交付）をすることができます。
詳しくは、35 ページ **「給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について」** を参照してください。
- 2 **所得税の確定申告書を提出する場合には、退職所得の金額を含めて申告する必要がありますので、受給者に周知をお願いします。**

記載例 1 他から退職手当等の支払を受けていない場合

令和7年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	個人番号	222345678901											
	住所又は居所	愛知県豊田市常磐町1丁目105-3											
	令和7年1月1日の住所	同上											
	氏名	(役職名) 専務 国税 二郎											
区	分	支払金額		源泉徴収税額		特別徴収税額		市町村民税		道府県民税			
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分		10,000,000		51,050		60,000		40,000					
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分													
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分													
退職所得控除額		勤続年数		就職年月日		退職年月日							
800		20		平成18年4月1日		令和7年12月20日							
(摘要)													
支払者	個人番号又は法人番号	8765432109876 (右詰で記載してください。)											
	住所(居所)又は所在地	名古屋市中区主税町3-18											
	氏名又は名称	〇〇商事 株式会社 (電話) 052-XXXX-XXXX											

- (注) 1 この記載例は、他から退職手当等の支払を受けていない旨の記載がある「退職所得の受給に関する申告書」を提出している方の例です。
- 2 この「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の記載に当たっては、「令和7年分退職所得に対する源泉徴収簿」などを基にして必要な事項を記載してください。

記載例2

同じ年に、一の勤務先から使用人としての退職金と役員退職金を受給している場合

(退職所得控除額等の金額の計算)

退職手当等 3,500 万円(一般退職手当等 2,500 万円、特定役員退職手当等 1,000 万円)
勤続年数 23 年(内特定役員等勤続年数 3 年(令和4年4月1日~令和7年3月31日))
退職所得控除額 1,010 万円(一般退職所得控除額 890 万円、特定役員退職所得控除額 120 万円)
源泉徴収税額 4,109,014 円
特別徴収税額 (市町村民税 1,011,000 円、道府県民税 674,000 円)

令和7年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2											
	住所又は居所	東京都中野区中野4－×－〇											
	令和7年1月1日の住所	同上											
	氏名	(役職名) 専務 国税 太郎											
区 分		支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額		特 別 徴 収 税 額							
						市 町 村 民 税			道 府 県 民 税				
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分		35,000,000		4,109,014		1,011,000			674,000				
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分													
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分													
退職所得控除額		勤 続 年 数		就 職 年 月 日				退 職 年 月 日					
1,010		23		平成14年4月1日				令和7年3月31日					
(摘要) 特定 支払金額10,000,000円 勤続年数3年 (令和4.4.1～令和7.3.31)													
支払者	個人番号 又は法人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 (右詰で記載してください。)											
	住所(居所) 又は所在地	東京都千代田区霞が関3－1－1											
	氏名又は 名称	A社											
		(電話) 03-XXXX-XXXX											

(注) 上記アンダーライン部分の特定役員退職手当等の支払金額、特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「(摘要)」欄に記載します。

退

職

記載例3

使用人としての退職金(短期退職手当等)を受給している場合

(源泉徴収税額の計算)

短期退職手当等 300 万円
勤続年数 5 年(令和2年2月1日~令和7年1月31日)
退職所得控除額 200 万円
源泉徴収税額 25,525 円
特別徴収税額 市町村民税 30,000 円、道府県民税 20,000 円

令和7年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	
	住所又は居所	東京都中野区中野4－×－○														
	令和7年1月1日の住所	同上														
	氏名	(役職名) 国税 太郎														
区 分		支 払 金 額					源 泉 徴 収 税 額					特 別 徴 収 税 額				
												市 町 村 民 税		道 府 県 民 税		
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分		3,000,000					25,525					30,000		20,000		
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分																
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分																
退職所得控除額		勤 続 年 数					就 職 年 月 日					退 職 年 月 日				
200		5					令和2年2月1日					令和7年1月31日				
(摘要) 短期 支払金額3,000,000円 勤続年数5年 (R2.2.1～R7.1.31)																
支払者	個人番号 又は法人番号	3	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	(右詰で記載してください。)	
	住所(居所) 又は所在地	東京都千代田区霞が関3－1－1														
	氏名又は 名称	B社														
		(電話) 03-XXXX-XXXX														

(注) 1 上記アンダーライン部分の短期退職手当等の支払金額、勤続年数及びその計算の基礎を「(摘要)」欄に記載します。
2 本設例は、法人の役員に対して支払う退職手当等ではないため、税務署・市区町村への提出は不要です(本人交付のみ)。